

防火設備の定期報告対象（建築基準法第 12 条第 3 項）

建築基準法施行令第 138 条第 2 項

津山市建築基準法施行細則第 14 条（平成 28 年 6 月 1 日施行）

| 種別 | 対象 | 報告時期 |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 防火設備（注 1） | ① 定期報告の対象となる建築物に設置されている防火設備 ② 以下に掲げる用途のうち、床面積 200 ㎡超の建築物に設置されている防火設備 I 病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る。） II 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途（表 1） | 令和 5 年度 （以降 1 年ごと） |
| 昇降機 | ① エレベーター、エスカレーター ② 小荷物専用昇降機（フロアタイプのものに限る。） ※いずれも住戸内のみを昇降するものを除く。 ※労働安全衛生法施行令第 1 条第 9 号に規定するエレベーター（労働基準法別表第 1 第 1 号から第 5 号掲げる工場等に設置されているもののうち一般公衆の用に供されていないもの。）のうち、同令第 12 条第 1 項第 6 号に該当するもの（積載荷重が 1 トン以上のもの。） | |
| 準用工作物 | ① 観光用エレベーター ② 観光用エスカレーター ③ 遊戯施設 | |

注 1) 対象の防火設備は防火扉・防火シャッター等の随時閉鎖又は作動できるもので性能区分を問いません。

（常時閉鎖式の防火設備、外壁開口部に設けられた防火設備、防火ダンパーを除きます）

※従前から定期報告が必要な昇降機及び遊戯施設について変更はありません。

（平成 28 年 6 月 1 日以降も引き続き定期報告が必要です。）

※建築物の定期報告とは別に、定期報告が必要になります。

表 1

| | |
|---------------|---------------|
| サービス付き高齢者向け住宅 | 小規模多機能型居宅介護 |
| 認知症高齢者グループホーム | 看護小規模多機能型居宅介護 |
| 障害者グループホーム | 老人デイサービスセンター |
| 助産施設 | 養護老人ホーム |
| 乳児院 | 特別養護老人ホーム |
| 障害児入所施設 | 軽費老人ホーム |
| 助産所 | 有料老人ホーム |
| 盲導犬訓練施設 | 母子保険施設 |
| 救護施設 | 障害者支援施設 |
| 厚生施設 | 福祉ホーム |
| 老人短期入所施設 | 障害福祉サービス |

防火設備 定期検査 報告要領

1. 提出書類

- (1) 定期検査報告書[建築基準法施行規則第 36 号の 8 様式] (正 1 部、副 1 部)
- (2) 定期検査報告概要書[建築基準法施行規則第 36 号の 9 様式] (1 部)
- (3) 検査結果表[H28 国交省告示第 723 号別記] (正 1 部、副 1 部)
- (4) A3 判の検査結果図[H28 国交省告示第 723 号別添 1 様式] (正 1 部、副 1 部)
 - ・付近見取図
 - ・平面図：縮尺、方位、間取り、防火設備を作動させる感知器の位置、防火区画・防火戸の位置の位置及び検査において指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む）、防火設備の種類及び数量
- (5) 関係写真[H28 国交省告示第 723 号別添 2 様式] (正 1 部、副 1 部)
- (6) 改善計画書 改善箇所（不適・不良箇所）がある場合に添付して下さい。
- (7) 委任状（様式任意、委任者の押印必要）報告書等の提出・訂正等を代理者（調査者等）が行う場合は、添付して下さい。
※代理人が建築士又は行政書士でない場合は、提出・受取・訂正等これらの手続きを無償で委任する旨を明示して下さい。

2. 提出者

所有者又は管理者（所有者と管理者が異なる場合は管理者）

3. 検査時期

検査報告日以前 1 ヶ月以内

※前回報告した日から 1 年を超えない日までに提出して下さい。

（津山市建築基準法施行細則第 14 条第 2 項）

4. 検査資格者

- (1) 一級建築士、二級建築士（業を営む場合は建築士法の規定により、建築士事務所の登録が必要）
- (2) 防火設備検査員（国土交通大臣が定める資格を有する者）

5. その他

※改善箇所があり改善計画書を提出された場合、改善完了後すみやかに、改善報告書を下記あてに提出して下さい。

※改善箇所があったが軽微で既に改善済みの場合は、報告書にその旨を記載して下さい。

※確認済証交付後、除却・用途変更・用途面積変更などにより報告対象外となった場合は、該当しない旨の届出を提出して下さい。

※その他、不明な点があれば下記までご連絡ください。

<報告及び問合せ先>

津山市 都市建設部 都市計画課 建築指導審査係
住 所：〒708-8501 岡山県津山市山北 520 番地
電 話：0868-32-2099 FAX：0868-32-2155
E-mail：tokei@city.tsuyama.lg.jp